

# 【Brillia金沢本町 購入者様向け】 わがまち・ようこそ金沢まちなかマンション購入奨励金 交付申請手続きについて

(令和4年12月作成)

## 1. 奨励金の交付対象者

次の全ての要件を満たす方が対象です。

### 【共通】

- ① 当該マンションを自己居住用に購入する。  
→ 当該マンションの住所に住民票の登録がある。(交付申請までに住民票を異動する。)
- ② 償還期間が10年以上の住宅ローン(※1)を利用し、当該マンションを購入する。  
→ 住宅ローンの契約者である。
- ③ 当該マンションの登記名義人である。  
→ 全部事項証明書権利部に所有者として記載されている。
- ④ 市税の滞納がない。
- ⑤ 町会に加入する。

### 【わがまち】

当該マンション転居前の住所(※2)が、原則金沢のまちなか以外であること。

ただし、親世帯と子又は孫世帯の同居・近居(※3)のためのマンション購入に限り、現にまちなかに居住する方も対象。

### 【ようこそ】

- ① 金沢市・白山市・かほく市・野々市市・津幡町・内灘町いずれかでお仕事をされている方
- ② 金沢市内に住民票を異動して3年を経過していない方
- ③ 金沢市内に住民票を異動する前に、市外に3年以上居住していた方

※1 借入先から住宅取得等特別控除(住宅ローン控除)の証明書が交付される住宅ローン

※2 3カ月以上居住する直近の住所地

※3 同居の場合、台所のある居間の他、親世帯・子又は孫世帯それぞれに専用の居室が必要  
近居は直線距離で300m以内

## 2. 奨励金額：加算を含め最大125万円

【基本額最大 75万円】  
対象借入金等(※4)×3.75%

基本額に加え、申請者が45歳未満(※5)の場合は、加算があります。

【加算額最大 50万円】  
対象借入金等(※4)×2.5%

※4 借入額(住宅ローンの契約額)と購入額(マンションの契約額のうち土地の取得費を除いた額)のうち、いずれか低い額をもとに計算します。

※5 奨励金の交付申請をする年度の4月1日現在の年齢

### 3. 奨励金の手続

#### ① 申請に必要な書類等

必要な様式については、

- ・金沢市広坂1-1-1 金沢市役所 第1本庁舎3階 住宅政策課でご入手いただくか、  
↓ここからダウンロードしてください。

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/iutakuseisakuka/shinseishodownload/8604.html>

#### 【共通】

書類又は様式名	入手先
わがまち・ようこそ金沢まちなかマンション 購入奨励金交付申請書 [わがまち：様式第5号、ようこそ：様式第1号]	住宅政策課、ダウンロード
わがまち・ようこそ金沢まちなかマンション 購入奨励金金額算出表（申請者1名につき1枚） [わがまち：様式第6号、ようこそ：様式第2号]	住宅政策課、ダウンロード
住戸の全部事項証明書 （登記官印のあるもの）	東京建物（株）指定の行政書士より交付
世帯全員の住民票 （購入住戸に住んでいることが確認できるもの）	金沢市役所市民課、市民センター、 コンビニエンスストア※ （※マイナンバーカード所持者のみ）
マンション購入の売買契約書コピー	交付申請者
住宅ローンの契約書コピー	
住宅ローン残高証明書 [金沢市指定の様式]	住宅政策課、ダウンロード （借入先金融機関に持参し、証明印をもらってください）
町会加入証明書 [わがまち：様式第7号、ようこそ：様式第4号]	住宅政策課、ダウンロード （町会長に記入を依頼してください）

【わがまち】前頁※3適用の場合は、上記のほか下記の書類が必要です。

書類名	入手先
同居または近居となる世帯が 直系の親族であることが分かる戸籍	本籍地の市区町村 （郵送請求という方法もあります）
同居の場合、各世帯の就寝の用に供する 居室が分かる図面	交付申請者
近居する世帯と認定マンションの 距離が分かる地図	ホームページや地図帳など

※マンション転居前に金沢市に3ヶ月以上居住していることが分かるものも提出してください

【ようこそ】の場合、追加で必要な書類

書類又は様式名	入手先
戸籍の附票（ふひょう） （金沢市内に住民票を異動する前に、 市外に3年以上居住していたことが分かるもの）	本籍地の市区町村 （郵送請求という方法もあります）
勤務地証明書 [ようこそ：様式第3号]	住宅政策課、ダウンロード （勤務先で証明印をもらってください）

## ② 申請期限

- ・令和4年11月7日以前に契約した方  
→ 申請期限 令和5年5月7日（※6）
- ・令和4年11月8日～令和5年11月7日の間に契約した方  
→ 申請期限 購入日（※7）から6ヶ月を経過するまで
- ・令和5年11月8日以降に契約した方は、当該制度を利用できません。

## ③ 申請書の提出先

金沢市広坂1-1-1 金沢市役所 第1本庁舎3階 住宅政策課  
(電話：076-220-2136)

※6 祝日等の関係で5月2日（火）までにご提出ください。

※7 当該マンションの住戸の購入に係る売買契約を締結した日

## 4. その他の注意事項

### ① 住宅ローン繰上返済について

繰上返済に関して「当該借入金等の借入日又は発生の日から5年を経過するまでの間において繰り上げて返済することにより、当該借入金等に係る償還期間又は割賦期間が10年未満となったときは、奨励金の交付の決定を取り消し、又はその全部若しくは一部の返還を求めることがありますので、ご注意ください。

### ② 借入先について

ローンの借入先は、銀行、信用金庫等の一般的な住宅ローンの他、職場の互助会等からの住宅貸付金も該当します。

- ・対象となる住宅ローン  
租税特別措置法第41条第1項第1号、第2号及び第4号に該当

### ③ 住宅ローンの契約者について

連帯債務によるローン契約の場合、各々が「1. 奨励金の交付対象者」に記載された条件を満たせば、登記上の持ち分に応じて奨励金額を算定します。

連帯保証人は奨励金の交付対象外です。

また、ペアローンの場合、「交付申請者それぞれの住宅ローンの契約額」と「売買契約額のうち建物価格＋消費税」のうち、いずれか低い額に対して登記上の持ち分を乗じた額が交付対象額となります。

## 5. 交付申請書記入例（わがまち金沢まちなかマンション購入奨励金の場合）

様式第5号（第13条関係）

年 月 日

わがまち金沢まちなかマンション購入奨励金交付申請書  
 （宛先）金沢市長

申請者 住所  
 氏名

わがまち金沢まちなかマンション購入奨励金の交付を受けたいので、当該事業の成果を添えて、わがまち金沢まちなかマンション購入奨励金交付要綱第6条の規定により申請します。

1 申請種別	まちなか以外からの転居・同居・近居
同居または近居となる世帯の住所及び世帯主名	
2 交付申請額	円
3 対象借入金の額	
4 事業の成果	購入マンションの所在 金沢市 マンション名
	所有者及び持分
5 若年者	該当する ・ 該当しない

年 月 日

（宛先）金沢市長  
 奨励金交付に必要な税関係情報の記録を市長が調査することに同意します。

申請者 住所  
 氏名（署名又は記名押印）

備考 次頁に掲げる書類を添付してください。

- わがまち金沢まちなかマンション購入奨励金額算出表
- 建物（住戸）の登記事項証明書
- 世帯委員の住民票の写し（購入住戸に居住していることが確認できるもの）
- 売買契約書の写し
- 金銭消費貸借契約書の写し
- 住宅資金に係る借入金等の残高証明書（別紙）又は租税特別措置法施行規則第18条の2の第9項に規定する書類の写し
- 町会加入証明書（様式第7号）
- ※同居の場合は(8)、近居の場合は(8)及び(9)を追加添付してください。
- 同居または近居となる世帯が直系の親族であることが分かる戸籍
- 近居する世帯と認定マンションの距離が分かる地図

### 【注意点】

- ①一住戸について、交付要件に該当する方が二名以上いる場合は、連名で記載してください。申請者本人が記載する場合は署名でかまいません。記名押印の場合は、申請者ごとに異なる印鑑を使用してください。
- ②「3 対象借入金の額」とは、「住宅ローンの契約額」と「売買契約額のうち建物価格＋消費税」のうち、いずれかの低い額を記入してください。
- ③備考（1）のわがまち・ようこそ金沢まちなかマンション購入奨励金額算出表は、連帯債務の場合、各々1通作成してください。[わがまち：様式第6号、ようこそ：様式第2号]
- ④備考（6）の残高証明書は、借入先金融機関に記入を依頼してください。[金沢市指定の様式]
- ⑤備考（7）の町会加入証明書は町会長に記入を依頼してください。[わがまち：様式第7号、ようこそ：様式第4号]

## 6. 請求書記入例（わがまち金沢まちなかマンション購入奨励金の場合）

請 求 書

全 額

上記の金額を請求します。  
 上記の請求金額全額の口座に振込願います。

銀行	支店	口座番号
口座名義 (漢字)		

令和 年 月 日

（宛先）金沢市長

住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 印 \_\_\_\_\_  
 【印鑑等】（上記と同一な印にチェックしてください）  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 印 \_\_\_\_\_

番号	品 名	規 格 等	単 価	数 量	単 位	金 額
1	わがまち金沢まちなかマンション購入奨励金			1	式	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

署名 住宅政策課 \_\_\_\_\_ 消費 税 額 \_\_\_\_\_  
 連絡番号 \_\_\_\_\_ 合 計 \_\_\_\_\_  
（金沢市指定用）

### 【注意点】

- ①交付申請者が複数の場合は、各々1通ずつ、ご自分名義の口座を記入してください。（右詰めでお願いします）
- ②日付は記入しないでください。
- ③金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義に誤りがあると入金できません。必ず通帳等に記載されている内容を確認の上、記入してください。

### 問い合わせ先

金沢市都市整備局住宅政策課

担当：松永、南 Tel (076) 220-2136

「わがまち金沢まちなかマンション購入奨励金」を申請される方は、当該マンション転居前に3カ月以上居住する直近の住所について、どの区域かまちづくり支援情報システムを使用し調べていただいた上で、印刷して交付申請書に添付してください。

## 住宅奨励金の対象区域を調べることができます

金沢市 まちづくり支援情報システム をご利用ください

市民の方は、ご自分の現在のお住まいがどの区域なのかもお調べください。

①まちづくり支援情報システムトップページで「都市計画関連情報」をクリックし、次画面最下部の「同意する」をクリック。



②郵便番号・住所またはその一部を入力し「検索」をクリック。



③1/2500の地図が表示されます。地図をスクロールして目標を表示したら、画面左上の「探す」をクリック。



④別の小さなウィンドウが開きます。ウィンドウ上部の「情報検索」をクリック。



⑤地図上で敷地を囲むように、3点以上をクリックすると、敷地が赤く表示されます。画面左下の「検索」をクリック。



⑥小さな「詳細情報」ウィンドウが開きます。最下部の「印刷」をクリック。



⑦印刷画面に切り替わります。



地域によって、それぞれ右ページの例のように表示が出来ます。

奨励金対象区域

奨励金対象外

居住誘導区域内の  
**まちなか**

例1: 寺町5丁目付近

都市計画区域	都市計画区域内	区域区分	市街化区域
用途地域	第一種中高層住居専用地域	建ぺい率(%)	60
容積率(%)	200	防火・準防火地域	消防火地域
高度地区	12m高度地区	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(立地適正化計画)	都市計画決定区域(中心地区)	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(その他)	第一種中高層住居専用地域	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(その他)	第一種中高層住居専用地域	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(その他)	第一種中高層住居専用地域	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(その他)	第一種中高層住居専用地域	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域

まちなか以外の **居住誘導区域**

例2: 有松4丁目付近

都市計画区域	都市計画区域内	区域区分	市街化区域
用途地域	準住居地域	建ぺい率(%)	60
容積率(%)	200	防火・準防火地域	消防火地域
高度地区	20m高度地区	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(立地適正化計画)	都市計画決定区域(中心地区)	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(その他)	第一種中高層住居専用地域	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(その他)	第一種中高層住居専用地域	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(その他)	第一種中高層住居専用地域	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(その他)	第一種中高層住居専用地域	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域

**居住誘導区域** 内の地区計画区域

例3: 鈴見町付近

都市計画区域	都市計画区域内	区域区分	市街化区域
用途地域	準住居地域	建ぺい率(%)	60
容積率(%)	300	防火・準防火地域	消防火地域
高度地区	4.都市市街化・準住居地域	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(立地適正化計画)	都市計画決定区域(中心地区)	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(その他)	第一種中高層住居専用地域	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(その他)	第一種中高層住居専用地域	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(その他)	第一種中高層住居専用地域	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(その他)	第一種中高層住居専用地域	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域

一般居住区域内の **地区計画区域**

例4: 直江東1丁目付近

※移住者のみ補助対象区域

都市計画区域	都市計画区域内	区域区分	市街化区域
用途地域	第二種中高層住居専用地域	建ぺい率(%)	60
容積率(%)	200	防火・準防火地域	消防火地域
高度地区	6.都市市街化・一般居住地域	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(立地適正化計画)	都市計画決定区域(中心地区)	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(その他)	第一種中高層住居専用地域	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(その他)	第一種中高層住居専用地域	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(その他)	第一種中高層住居専用地域	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(その他)	第一種中高層住居専用地域	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域

居住誘導区域内(まちなか含む)の **都心(近代的都市景観創出区域)**

例5: 里見町付近

都市計画区域	都市計画区域内	区域区分	市街化区域
用途地域	商業地域	建ぺい率(%)	60
容積率(%)	400	防火・準防火地域	消防火地域
高度地区	3.1m高度地区	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(立地適正化計画)	都市計画決定区域(中心地区)	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(その他)	第一種中高層住居専用地域	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(その他)	第一種中高層住居専用地域	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(その他)	第一種中高層住居専用地域	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(その他)	第一種中高層住居専用地域	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域

**居住誘導区域外** (一般居住区域)

例6: 観音堂町付近

※例4の地区計画等がある場合以外、対象外

都市計画区域	都市計画区域内	区域区分	市街化区域
用途地域	工業地域	建ぺい率(%)	60
容積率(%)	200	防火・準防火地域	消防火地域
高度地区	20m高度地区	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(立地適正化計画)	都市計画決定区域(中心地区)	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(その他)	第一種中高層住居専用地域	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(その他)	第一種中高層住居専用地域	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(その他)	第一種中高層住居専用地域	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(その他)	第一種中高層住居専用地域	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域

**居住誘導区域外** (市街化調整区域)

例7: 普正寺町付近

都市計画区域	都市計画区域内	区域区分	市街化区域
用途地域	第一種市街化調整区域	建ぺい率(%)	200
容積率(%)	60	防火・準防火地域	消防火地域
高度地区	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(立地適正化計画)	都市計画決定区域(中心地区)	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(その他)	第一種中高層住居専用地域	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(その他)	第一種中高層住居専用地域	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(その他)	第一種中高層住居専用地域	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域
都市計画決定区域(その他)	第一種中高層住居専用地域	都市景観創出区域(近代都市景観創出区域)	居住誘導区域

まちづくり支援情報システム活用法

まちづくり支援情報システム活用法

年 月 日

わがまち金沢まちなかマンション購入奨励金交付申請書

（宛先）金沢市長

申請者 住所 金沢市本町〇〇番〇〇号  
Brillia金沢本町 100号  
氏名 金沢 太郎 金沢 花子

わがまち金沢まちなかマンション購入奨励金の交付を受けたいので、当該事業の成果を添えて、わがまち金沢まちなかマンション購入奨励金交付要綱第6条の規定により申請します。

1 申請種別	まちなか以外からの転居・同居 ・ 近居	
同居または近居となる世帯の住所及び世帯主名		
2 交付申請額	1, 250, 000 円	
3 対象借入金の額	30, 000, 000 円	
4 事業の成果	購入マンションの	金沢市本町〇〇番〇〇号
	所在	Brillia金沢本町 100号
	所有者及び持分	金沢太郎3/5 金沢花子2/5
5 若年者	<input checked="" type="radio"/> 該当する ・ <input type="radio"/> 該当しない	
年 月 日		
（宛先）金沢市長 奨励金交付に必要な税関係情報の記録を市長が調査することに同意します。		
申請者	住所 金沢市本町〇〇番〇〇号 Brillia金沢本町100号 氏名 金沢太郎 金沢花子 （署名又は記名押印）	

備考 次頁に掲げる書類を添付してください。

- (1) わがまち金沢まちなかマンション購入奨励金金額算出表
  - (2) 建物（住戸）の登記事項証明書
  - (3) 世帯全員の住民票の写し（購入住戸に居住していることが確認できるもの）
  - (4) 売買契約書の写し
  - (5) 金銭消費貸借契約書の写し
  - (6) 住宅資金に係る借入金等の残高証明書（別紙）又は租税特別措置法施行規則第18条の22の第2項に規定する書類の写し
  - (7) 町会加入証明書（様式第7号）
- ※同居の場合は(8)、近居の場合は(8)及び(9)を追加添付してください。
- (8) 同居または近居となる世帯が直系の親族であることが分かる戸籍
  - (9) 近居する世帯と認定マンションの距離が分かる地図

# 請 求 書

金 額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
					¥	7	5	0	0	0	0

上記の金額を請求します。

上記の請求金額を次の口座に振込願います。

金 沢	銀 行	広 坂	支 店	普 通	預 金	口 座 番 号						
							0	1	2	3	4	5
口 座 名 義 ( カ ナ )	カナザワ タロウ											

令和 年 月 日

(宛先) 金 沢 市 長

住 所 金 沢 市 本 町 〇〇 番 〇〇 号

氏 名 金 沢 太 郎

TEL ( 076 ) 111 - 2222

【担当者】  (上記と同一なら口にチェックしてください)

氏 名

TEL ( ) -

内 訳

番号	品 名	規 格 等	単 価	数 量	単 位	金 額
1	わがまち金沢まちなかマンション購入奨励金			1	式	750,000
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

課 名 住宅政策課

発議番号

消 費 税 額

合 計

750,000

(金沢市提出用)